

EP 関連情報

**EPO における優先権主張に関し
注目すべき係属中の審判事件において口頭審理が開催される**

2019年12月23日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

Article 87(1) EPC は、パリ条約、または、WTO の加盟国において、特許出願をファイルした者、又は、その承継人は、同じ発明に関し EP 特許出願をファイルする目的で、最初の出願の出願日から 12 ヶ月間の優先権を享受するものとする旨、規定しています。

Article 87(1) EPC における「承継人」への言及は、後の出願の出願日前に優先権を移転しておくことを求めていると一般に解釈されています（**T 205/14**）。

係属中の審判事件（**T 0844/18**）において、EPO の審判部（"Board of Appeal"）は、口頭審理（"Oral Proceedings"）に備えて、"preliminary comments"を発行しました。上記審判事件（T 0844/18）は、優先権主張に関するものであり、今、注目を集めている事件の一つです。この審判事件について、以下に説明します。

【全 5 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。